

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行について

平成24年6月21日
大通達甲（刑企）第25号
大通達甲（生企）第8号
刑事部長、生活安全部長
から本部各課・所・隊・
室長、警察学校長、各警
察署長宛て

（概要）

この通達は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）等の概要及び運用上の留意事項等について必要な事項を定めたものである。